第四条の四を削り、第四条の五中「第七十二条の五」を「第七十二条の四」に改め、同条を第四条の四とする。

第六条を削り、第七条中「第五条第十項」を「前条第十項」に改め、同条を第六条とする。

附則第四条中「、第二条の二、第四条から第四条の三まで及び第六条」を「及び第四条から第四条の三まで」に改め、同条の表中第二条の二第一項の項から第二条の二第十五項の項まで及び第六条の項を削る。

附則第七条中「附則第七条第四項」を「附則第十条第三項」に改める。

附則第八条中「附則第七条第三項」を「附則第十条第一項」に、「同法附則第十条第一項」を「同項」に改める。

附則第十条中「附則第七条第三項」を「附則第十条第一項」に改める。

附則第十五条第一号イ(1)中「前年度又は当該年度における令第二十九条の七第二項第二号の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割総額）の基礎賦課総額に対する割合（以下「保険料応益割合」という。）が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う」に改め、同号ロ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行う」に改め、同号ハ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ハに定める割合により減額を行う」に改め、同号ニ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ニに定める割合により減額を行う」に改め、同号ホ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ホに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヘ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヘに定める割合により減額を行う」に改め、同号ト(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号トに定める割合により減額を行う」に改め、同号チ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号チに定める割合により減額を行う」に改め、同号リ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号リに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヌ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヌに定める割合により減額を行う」に改め、同号ル(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ルに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヲ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヲに定める割合により減額を行う」に改め、同号ワ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ワに定める割合により減額を行う」に改め、同号カ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号カに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヨ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヨに定める割合により減額を行う」に改め、同号タ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号タに定める割合により減額を行う」に改め、同号レ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号レに定める割合により減額を行う」に改め、同号ソ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ソに定める割合により減額を行う」に改め、同号ツ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ツに定める割合により減額を行う」に改め、同号ネ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ネに定める割合により減額を行う」に改め、同号ナ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ナに定める割合により減額を行う」に改め、同号ラ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ラに定める割合により減額を行う」に改め、同号ム(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ムに定める割合により減額を行う」に改め、同号ウ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ウに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヰ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヰに定める割合により減額を行う」に改め、同号ノ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ノに定める割合により減額を行う」に改め、同号オ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号オに定める割合により減額を行う」に改め、同号ク(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号クに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヤ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヤに定める割合により減額を行う」に改め、同号マ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号マに定める割合により減額を行う」に改め、同号ケ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ケに定める割合により減額を行う」に改め、同号フ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号フに定める割合により減額を行う」に改め、同号コ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号コに定める割合により減額を行う」に改め、同号エ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号エに定める割合により減額を行う」に改め、同号テ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号テに定める割合により減額を行う」に改め、同号ア(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号アに定める割合により減額を行う」に改め、同号キ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号キに定める割合により減額を行う」に改め、同号ユ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ユに定める割合により減額を行う」に改め、同号メ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号メに定める割合により減額を行う」に改め、同号ミ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ミに定める割合により減額を行う」に改め、同号シ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号シに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヒ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヒに定める割合により減額を行う」に改め、同号モ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号モに定める割合により減額を行う」に改め、同号セ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号セに定める割合により減額を行う」に改め、同号ス(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号スに定める割合により減額を行う」に改め、同号ン(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ンに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヴ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヴに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヵ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヵに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヶ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヶに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヰ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヰに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヱ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヱに定める割合により減額を行う」に改め、同号ヲ(1)中「前年度又は当該年度における保険料応益割合が百分の四十五以上百分の五十五未満の」を「令第二十九条の七第五項第三号ヲ